

2006年制定 トンネル標準示方書(同解説) 質問回答様式

質問年月	2012年11月20日	整理番号	山岳工法-2012-001
所属業種	中央官庁	年齢(〇代)	44
質問の目的	記述内容についての確認		
質問箇所	<p>○ 工法編(該当以外削除):【山岳工法】</p> <p>○ 頁数(何行目・表・図の名称など): 頁数:17頁:解説 表2.4 おもな地質調査法による調査項目、利用法、問題点及び適用段階について</p>		
質問の内容	<p>※17頁の「解説 表2.4 おもな地質調査法による調査項目、利用法、問題点及び適用段階について」において各段階での調査項目の記載がありますが、その中の、「路線選定」段階において、ボーリング調査、物理探査(弾性波探査)が、◎(重点的に実施する)となっております、一方で19頁(上から7~8行目)には、路線選定段階において、ボーリング調査、物理探査(弾性波探査)は必要に応じて行われるものと記載があります。</p> <p>このことを踏まえ、表2.4の路線選定におけるボーリング調査、物理探査(弾性波探査)が重点実施となっていることについてどのように理解すればよろしいでしょうか。</p>		
回答	土木学会使用欄		(回答日:2012年11月29日)
	<p>解説表2.4の「路線選定」段階で「重点的に実施する」としている調査法は、第12条(1)における全体的な地山条件の把握と解説表2.2に記す特殊な地山条件の存在の把握を目的として調査を行なう場合に必ず必要となる調査を意味しています。したがって、解説表2.4の「重点的に実施する」調査は適切な数量を必ず実施すべき調査と考えていただければよいと思います。</p> <p>一方、19頁の解説「(2)について」以降の記述は、地山条件、立地条件にあわせて調査法を適切に選択して実施すべき旨を記述しています。ご指摘の7~8行目の「なお、~」以降は、特に路線選定上問題となる地山条件、例えば解説表2.2に示した条件の箇所についての調査について記述しています。ここの「必要に応じて」は様々な意味を含みます。例えば、路線選定の比較的初期の段階では、資料調査や空中写真判読、限定的な数量のボーリング調査等で問題となる条件の分布の可能性を抽出する程度となりますが、路線がある程度絞り込まれた段階では路線決定の資料として地山条件の評価を行う際に、必要な箇所に必要な数量のボーリング調査などを適切に実施する必要があります。</p>		